

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

| 金融事業者の名称 | | 株式会社ライフィ | | |
|----------------------|---|---|---|-------------------------------|
| ■取組方針掲載ページのURL : | | https://lifly.co.jp/compliance/cs_policy.html | | |
| ■取組状況掲載ページのURL : | | https://lifly.co.jp/compliance/cs_policy.html | | |
| 原則 | | 実施・不実施 | 取組方針の該当箇所 | 取組状況の該当箇所 |
| 原則2 【顧客の最善の利益の追求】 | 金融事業者は、高度な専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。 | | 実施 方針1. コンプライアンスの徹底 方針2. お客様の最善の利益の追求 | 取組内容① 取組内容② |
| | (注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。 | 実施 方針2. お客様の最善の利益の追求 | 取組内容② | |
| 原則3 【利益相反の適切な管理】 | 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合は、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をからかじめ策定すべきである。 | | 実施 方針1. コンプライアンスの徹底 方針2. 利益相反の適切な管理 | 取組内容① 取組内容③ |
| | (注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響について考慮すべきである。 <ul style="list-style-type: none">・販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等によって、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受けける場合・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨する場合・同一主体又はグループ内法人営業部門と連絡を取り合っている場合・当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選択する場合 | 実施 方針3. 利益相反の適切な管理 | 取組内容③ | |
| 原則4 【手数料等の明確化】 | 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対象に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。 | | 実施 方針1. コンプライアンスの徹底 方針4. 手数料の明確化 | 取組内容① 取組内容④ |
| | 【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨する際に必要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。 | | 実施 方針1. コンプライアンスの徹底 方針5. 重要な情報のわかりやすい提供 | 取組内容① 取組内容⑤ |
| 原則5 (注1) | 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 <ul style="list-style-type: none">・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの販売理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する根拠を含む)・顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響 | | 実施 方針5. 重要な情報のわかりやすい提供 | 取組内容⑤ |
| | 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合には、個別に購入しきりが可能であるかを顧客に示すとともに、パッケージする場合としない場合で顧客が比較ができることが求められる。ただし、複数の商品について提供すべきである((注1)~(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。 | | 非該当 当社では、該当する取扱商品やサービスの取り扱いはありません | 当社では、該当する取扱商品やサービスの取り扱いはありません |
| 原則5 (注3) | 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、説解を聞くことのない誠実な内容の情報提供を行すべきである。 | | 実施 方針5. 重要な情報のわかりやすい提供 | 取組内容⑤ |
| | (注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うことができる。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡単な情報提供とすることで、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、該当する取扱商品の簡易な内容と比較することを容易となるように配意した資料を用いて(リスクマトリクスの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。 | | 実施 方針5. 重要な情報のわかりやすい提供 | 取組内容⑤ |
| 原則5 (注5) | 金融事業者は、顧客に対して情報提供する際には、情報の重要性に応じて区別してより重要な情報について提供するなどして顧客の注意を促すべきである。 | | 実施 方針5. 重要な情報のわかりやすい提供 | 取組内容⑤ |
| | 【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資本状況、取引経験、知識及び目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行るべきである。 | | 実施 方針1. コンプライアンスの徹底 方針6. お客様にふさわしいサービスの提供 | 取組内容① 取組内容⑥ |
| 原則6 (注1) | 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none">・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行なう・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行なうこと・金融商品・サービスの販売後ににおいて、顧客のニーズに基づいた定期的な後回しにも適した適切なフォローアップを行うこと | | 実施 方針6. お客様にふさわしいサービスの提供 | 取組内容⑥ |
| | (注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合には、当該パッケージ全体が該当顧客にふさわしいかについて留意すべきである。 | | 非該当 当社では、該当する取扱商品やサービスの取り扱いはありません | 当社では、該当する取扱商品やサービスの取り扱いはありません |
| 原則6 (注3) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売と想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。 | | 非該当 当社では、該当する取扱商品やサービスの取り扱いはありません | 当社は保険代理店であり、金融商品の組成には携わっていません |
| | (注4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい顧客の顧客グループに顧客や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。 | | 実施 方針6. お客様にふさわしいサービスの提供 | 取組内容⑥ |
| 原則6 (注5) | 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の組み等に係る知識を深めよと努めるとともに、顧客のニーズに応じた属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を教えるための情報提供を積極的に行なうべきである。 | | 実施 方針6. お客様にふさわしいサービスの提供 | 取組内容⑥ |
| | (注6) 【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な動機づけを促進するよう設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みが適切なガバナンス体制を整備すべきである。 | | 実施 方針1. コンプライアンスの徹底 方針7. 社員に対する適切な動機づけの枠組み等 | 取組内容① 取組内容⑦ |
| 原則7 (注) | 金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。 | | 実施 方針7. 社員に対する適切な動機づけの枠組み等 | 取組内容⑦ |
| | 【照会先】 | | | |
| 部署 | | コンプライアンスチーム | | |
| 連絡先 | | メールアドレス hoken@lifly.jp | | |

※6「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7(これらに付されている(注)を含む)毎に、「実施」、「一部実施」、「不実施」、「非該当」を選択し、取組方針・取組状況の該当箇所(項目名、見出し)、金融事業者のウェブサイトに掲載されている対応関係表と本報告フォーマットとに不一致があれば、金融事業者リストへは掲載されません。